号の改正規定（「次号及び第五号」を「以下この項」に改める部分を除く。）、同条第六項の改正規定、同法第四十二条の十三第一項の改正規定（「第七十条の二まで」の下に「、第百四十四条及び第百四十四条の二」を加える部分に限る。）、同法第六十一条の三第一項の改正規定（「適格現物分配」を「法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配」に改める部分を除く。）、同法第六十二条の三第二項第一号イ(2)の改正規定、同法第六十三条第二項第一号の改正規定、同法第六十六条の三の改正規定（「第百四十五条第一項」を「第百四十四条の八」に改める部分に限る。）、同法第六十六条の四第一項の改正規定、同条第三項の改正規定、同条第二十一項の改正規定（「延滞税」の下に「及び地方法人税に係る延滞税」を加える部分を除く。）、同法第三章第七節の二中第六十六条の四の二の次に一条を加える改正規定、同法第六十六条の五の改正規定、同法第六十六条の五の二の改正規定、同法第六十六条の五の三第十項の改正規定、同法第六十六条の七第一項の改正規定（「第十三項」を「第二十一項」に改める部分に限る。）、同法第六十六条の九の三第一項の改正規定（「第十三項」を「第二十一項」に改める部分に限る。）、同法第六十七条の六第二項の改正規定、同法第六十七条の八から第六十七条の十一までの改正規定、同法第六十七条の十六の改正規定、同法第六十七条の十七（見出しを含む。）の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第六十八条の三の改正規定、同法第六十八条の三の二の改正規定、同法第六十八条の三の三の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第六十八条の三の四第三項の改正規定、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に二項を加える改正規定、同法第六十八条の八十八第一項の改正規定、同条第三項の改正規定、同条第二十二項の改正規定（「延滞税」の下に「及び地方法人税に係る延滞税」を加える部分を除く。）、同法第六十八条の九十一第一項の改正規定（「第十二項」を「第十四項」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の九十三の三第一項の改正規定（「第十二項」を「第十四項」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の百七の次に一条を加える改正規定並びに同法第六十八条の百十第二項及び第六十八条の百十一第二項を削る改正規定並びに附則第四十三条、第四十五条（第四項を除く。）、第四十六条第一項から第三項まで、第四十七条から第四十九条まで、第六十二条、第六十六条、第六十八条から第七十五条まで、第九十一条第一項及び第二項、第九十二条から第九十四条まで、第九十八条、第百条から第百三条まで、第百四条第二項から第四項まで、第百五条、第百二十三条第一項及び第二項並びに第百二十五条から第百二十七条までの規定

チ　第十三条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条の三の改正規定、同法第十五条第五項の改正規定、同法第十七条の二第二項の改正規定（「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改める部分に限る。）、同法第十七条の二の二第二項の改正規定（「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改める部分に限る。）、同条第九項の改正規定、同法第十七条の三第一項の改正規定（「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改める部分に限る。）、同法第十七条の三の二第一項の改正規定（「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改め、「連結法人」の下に「及び当該法人が法人税法第二条第四号に規定する外国法人である場合の同法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等」を加える部分に限る。）、同条第四項の改正規定、同条第五項の改正規定（「第十七条の三の二」と」の下に「、「同法第六十七条」とあるのは「法人税法第六十七条」と」を加える部分に限る。）、同法第十七条の三の三第一項の改正規定（「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改め、「連結法人」の下に「及び当該法人が法人税法第二条第四号に規定する外国法人である場合の同法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等」を加える部分に限る。）、同条第四項の改正規定、同法第十七条の三の三」と」の下に「、「同法第六十七条」とあるのは「法人税法第六十七条」と」を加える部分に限る。）、同法第十八条の三第一項の改正規定、同法第十九条第一項の改正規定（「適格現物分配」を「法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配」に、「法人税法」を「同法」に改める部分を除く。）及び同法第二十三条第五項の改正規定

リ　第十四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第十条の改正規定、同法第十四条の改正規定、同法第二十八条第一項の改正規定、同法第三十三条第一項の表所得税法の項の改正規定、同条第六項の改正規定（「第七条第五項」に改める部分に限る。）、同条第五項の改正規定（「第三十三条第四項」を「第三十三条第五項」に改め、同項を同条第六項とする部分を除く。）及び同条第四項の改正規定（同項を同条第五項とする部分を除く。）

ヌ　第十六条中租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第二項の改正規定（「、第四十二条の五第二項」を「中「並びに同法」とあるのは「、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項、第三項及び第五項並びに法人税法」と、平成二十六年新租税特別措置法第四十二条の五第二項」に改める部分に限る。）

ル　次に掲げる規定　平成二十九年一月一日

イ　第一条中所得税法第百六十六条の改正規定及び同法第二百三十一条の二第一項の改正規定並びに附則第十三条及び第二十二条の規定

ロ　第二条の規定並びに附則第二十三条及び第二十四条の規定

ハ　第十条中租税特別措置法第十条第一項の改正規定、同法第十条の五の四第二項第三号の改正規定（「次号及び第五号」を「以下この項」に改める部分を除く。）、同法第二十八条の四第一項の改正規定、同法第三十一条第一項の改正規定及び同法第三十三条第三項第一号の改正規定

ニ　第十三条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の三第一項、第十条の三の二第一項及び第十条の三の三第一項の改正規定並びに同法第十一条の四第六項の改正規定

ホ　第十一条中税理士法第三条に一項を加える改正規定及び附則第百三十六条第一項の規定　平成二十九年四月一日

九　第十四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項の改正規定　平成三十年一月一日

十　次に掲げる規定　金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

イ　第一条中所得税法第二条第一項第十一号の改正規定及び同法第二百二十四条の三第二項第一号の改正規定

ロ　第三条中法人税法第二条第二十六号の改正規定

ハ　第十条中租税特別措置法第五条の二第二項の改正規定、同法第九条第一項第一号の改正規定、同法第三十七条の十第二項第一号の改正規定、同法第四十条の四第八項及び第四十条の七第九項の改正規定、同法第六十六条の六第八項の改正規定、同法第六十六条の九の二第九項の改正規定、同法第六十七条の十五第二項の改正規定、同法第六十七条の十六第八項の改正規定並びに同法第八十三条の二第三項第一号ハの改正規定

十一　次に掲げる規定　電気事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第七十四号）の施行の日

イ　第一条中所得税法別表第一の改正規定

ロ　第三条中法人税法別表第二の改正規定